

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

				資料番号	15	担当課	建築住宅課
法令名	建築基準法	根拠条項	77の35の12-1	許認可等の内容	構造計算適合性判定業務規程の認可・変更認可		
<p>(構造計算適合性判定業務規程)</p> <p>第七十七条の三十五の十二 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務に関する規程（以下この節において「構造計算適合性判定業務規程」という。）を定め、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 構造計算適合性判定業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>3 国土交通大臣等は、第一項の認可をした構造計算適合性判定業務規程が構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その構造計算適合性判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>							